

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

忘年会費用と二次会費用の取扱い

Q：当社では、先日、社員全員を対象とした忘年会と、忘年会終了後に有志での二次会を行いました。これらの費用をすべて会社で負担したのですが、その取扱いについて教えてください。

A：忘年会費用は福利厚生費として、二次会費用は交際費として処理することになります。

【解説】

社内の行事に際し全従業員を対象として、おおむね一律に社内において供与する通常の飲食に要する費用は、福利厚生費となります。

忘年会もこれに類する行事であることから、忘年会のための費用も原則として福利厚生費に該当します。

ただし、特定の者だけが参加する忘年会のための費用は、福利厚生費には該当しません。この場合は、その忘年会を開くことが会社業務の遂行上必要なものであれば、その費用は交際費に該当することになりますし、参加者の個人的なものである場合には、その参加者に対する給与として取り扱われることとなります。

ご質問の場合、忘年会の費用は福利厚生の性質を有しているため、福利厚生費として取り扱うことが認められますが、二次会の費用については有志のみの参加であり、福利厚生というより慰安の面が強いため、交際費とされます。

